入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年３月１日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長　郡司　直人

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　千種区役所等複合庁舎及び池下第二団地基盤整備工事（以下「基盤整備工事」という。）

②　千種区役所等複合庁舎整備及び池下第二団地建替工事（以下「建替工事」という。）（あわせて「千種区役所等複合庁舎及び池下第二団地基盤整備工事・建替工事」（以下「本工事」という。））

⑶　工事場所　愛知県名古屋市千種区覚王山通８―37

⑷　工事等内容

①　基盤整備工事

・既存建物における地上部の解体及び地下部のアスベスト・内装・設備等除去（建物１棟、地下３階地上12階塔屋３階、延床面積約18,460㎡）（地下３階から地上３階はＳＲＣ造、地上４階から塔屋３階はＲＣ造）

②　建替工事（実施設計を含む。）

・既存建物における地下部の解体

・ＲＣ造、地上20階・地下１階・塔屋２階（延床面積約26,034㎡）建物の建設工事（主要用途：庁舎及び共同住宅）

③　エレベーターの保守管理業務

・共同住宅に設置するエレベーター３基の供用開始後20年間の保守管理業務（庁舎に設置するエレベーター４基・エスカレーター２基の保守管理業務は、別途名古屋市にて発注予定）

⑸　工事工期

①　基盤整備工事　令和５年９月から令和７年２月（予定）

②　建替工事　令和７年２月から令和10年12月28日

⑹　工事の実施形態

①　本工事は、上記⑵①及び②の工事及び⑷③の業務の公募を一括して行うものであり、上記⑵①及び②の工事は同一業者が受注するものとする。

②　本件の落札者は、当機構と落札者との間で基盤整備工事に係る工事請負契約を締結すると同時に、当機構と建替工事に係る「設計・施工に関する覚書」（別冊入札説明書による。「実施設計業務に係る確認書」を含む。）を交換し、建替工事に係る実施設計図書を作成する。

③　上記②の実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、建替工事に係る工事請負契約を締結する。

④　本工事は、競争参加資格審査及び技術審査に適格であると認められたすべての競争参加者から入札前に標準案と異なる施工方法等に関する提案（以下「ＶＥ提案」という。）及び価格提案の提出を求め、当機構が求める目的物の品質等が最適かつ安価で実現できることを目的に、競争参加者と技術交渉を行ったのち、入札により契約の相手方を決定する入札前技術交渉方式の試行実施である。

⑤　本工事は、入札時にＶＥ提案を受け付ける入札時ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑦　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、すべての工事に監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑧　本工事は、４週８閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

⑨　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

⑩　本件の落札者は、建替工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター保守管理業務に関する覚書」（別冊入札説明書による。）を交換する。また、当該工事の完了時までに「エレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき、「協定書」（別冊入札説明書による。）を締結する。

2　競争参加資格

次の⑴から⑯及び⑲に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑰の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「工事共同企業体」という。）であり、かつ、⑱に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより本工事に係る工事共同企業体としての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構中部地区における令和５・６年度の一般競争参加資格について建築及び土木の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構中部地区における令和５・６年度の一般競争参加資格の建築及び土木における認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が、双方、1,200点（工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書、資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注予定業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにも関わらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当機構中部支社が発注した工事で、提出期限日から遡って１年以内の期間において完了した工事のうち、工事成績評定点が60点未満の成績のものがないこと。（工事成績評定点が通知されていないものを除く。）

⑻　下記４⑴に定める本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細については、機構ホームページ→　入札・契約情報→　入札心得、契約関係規定→　入札関連様式及び標準契約書等→　標準契約書等について→　別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）。

⑽　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑾　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込の場合は、次の条件を満たすこと。（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。）

イ　施工実績　平成24年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事１、同種工事２、同種工事３及び同種工事４の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。以下同じ。）

・同種工事１　主要用途（※１）庁舎（※２）又は事務所、延べ面積18,000㎡以上の建築物の建設工事

・同種工事２　主たる構造がＲＣ造又はＳＲＣ造、高さ60ｍ以上、延べ面積11,000㎡以上の共同住宅（※３）の建設工事